

一学生相談カウンセラーから見た 新型コロナウイルス感染拡大をめぐる動向について

——国内外の動きと本学・学生相談センターの対応を振り返って——

(第4報)

和田 竜太¹

[要約]

2019年末に「原因不明の肺炎」として中国・武漢で初めて報告された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界中に拡散し、各地で深刻な状況をもたらしている。日本でも2020年3月中旬頃から感染者が増大し、感染拡大に伴って計3回にわたって緊急事態宣言が発出される状況となった。その後、ワクチンや治療薬の開発・使用開始や、ウイルスの変異による感染拡大と感染者の軽症化など様々な状況を経つつ、徐々に対応の緩和に向けた動きが出始め、2023年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に引き下げられたことで、4年弱にわたって模索が続けられてきた新型コロナウイルス感染症への対応の大きな節目となった。本稿では、2022年9月以降の新型コロナウイルスの感染状況に伴う国内外の動きや、本学や学生相談センターの対応を振り返りながら、一学生相談カウンセラーである筆者から見たその動向について述べた。大きな節目を迎えたとは言え、今なお新型コロナウイルス感染症自体が消えて無くなった訳ではない中で現在進行形で起こっている状況を記した。

[キーワード]

新型コロナウイルス, 新型コロナウイルス感染症, 学生相談, 危機対応

1 はじめに

2019年11～12月頃に「原因不明の肺炎」として中国・武漢で初めて報告された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、またたく間に世界中に拡散し、今や世界で感染者約7億7000万人、死亡者約700万人(2023年8月16日現在)、日本でも(全数把握が行われていた2023年5月8日時点で)感染者3380万3572人、死亡者7万4694人という深刻な事態となっている。日本では2020年1月16日に国内で初めて感染者が確認され、感染者増加に伴い4月7日に初めての緊急事態宣言が発せられた(このあたりの状況については第1報(和田, 2020)で触れた)。その後も第2波、第3波…と感染拡大の波が押し寄せ(このあたりの状況については第2報(和田, 2021)で触れた)、緊急事態宣言は全国で計3回発出された。前稿(第3報)で触れた2022年9月時点では、オミクロン株による第7波の大波が押し寄せている状況であった。その後は、複数回のワクチン接種の実施や治療薬の使用開始といった治療・予防手段が広がると同時に、新型コロナウイルスの変異による感染拡大と感染者の軽症化傾向が明らかとなり、2022年10月頃～2023年2月頃にかけて第8波の感染拡大が見られたものの、2023年に入ると新型コロナ対応の緩和に向けた動きが出始め、政府の方針により、まず2023年3月13日にマスク着用が個人の判断に委ねられることになり、5月8日には新型コロナウ

¹ 学生総合支援機構・学生相談部門・講師

イルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に引き下げられたことで、4年弱にわたって模索が続けられてきた新型コロナウイルス感染症への対応の大きな節目となった。

諸外国では、日本よりも早く行動制限が解除されたところも多く、人々がノーマスクで街を歩く姿がニュース等で見られていたが、「5類」引き下げ以降日本でも徐々にマスクなしでの生活を再開する人が増えてきている。第3報を執筆した2022年9月時点で筆者は「特に日本では、日常でのマスク着用をはじめとして、引き続き感染拡大防止対策が強く求められており、コロナ禍のこの先の見通しを持つことは依然として困難である」（和田，2022）と述べており、その1年後に現在のような人々の生活の様子になろうとは正直なところ想像できなかった。人々がコロナ禍前の生活に少しずつ戻って行くことはとても喜ばしいことであり、この4年弱の間ずっと望んできたことであることは間違いない。ただ、今もなお新型コロナウイルス感染症自体が消えて無くなった訳ではないというのは疎かにできない点であり、私達にとって新型コロナウイルス感染症とどう向き合っていくかは一人一人に与えられた課題として当面あり続けるだろうと思われる。

本稿では、第1報（和田，2020）、第2報（和田，2021）および第3報（和田，2022）に引き続き、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）および新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる、日本・世界、および京都大学の動向、さらに京都大学学生総合支援機構学生相談部門（学生相談センター）での対応の模索について改めて振り返ってみたい。そして、本稿が今後、何らかの形でコロナ禍を検証する機会があった時の素材の一つでもなれば、と思う。

2 新型コロナウイルス感染拡大に関わる国内外の動向をめぐって：2022年9月～2023年8月まで

まず、前稿（和田，2022）以降、つまり2022年9月以降の新型コロナウイルスをめぐる国内外の動向について、時系列的に大まかにまとめた。次のページの表1は、NHK（n.d.）、厚生労働省（n.d.）、内閣官房（n.d.）、外務省（n.d.）、WHO（n.d.）および筆者の個人的なメモをもとに、2022年9月以降の国内外の新型コロナウイルス感染症に関わる主な出来事についてまとめたものである。

国内における新型コロナ感染の波について、前稿で第1波から第7波（2022年9月時点）までを見てみたが、改めて2022年9月以降も含めて記してみると、そのおおまかな期間、ピーク日およびピーク日の1日当たりの新規感染者数は以下の通りである（新規感染者数については、厚生労働省（n.d.）のデータを参照し、期間については感染者数の増加および減少のカーブの傾きが大きくなる（小さくなる）ところを基準として筆者が判断したものである）。

- ・第1波：2020年3月中旬～5月中旬（4/11の新規感染者644人がピーク）
- ・第2波：2020年6月下旬～9月中旬（8/7の新規感染者1597人がピーク）
- ・第3波：2020年11月初旬～2021年2月下旬（1/8の新規感染者8,045人がピーク）
- ・第4波：2021年3月中旬～6月下旬（5/8の新規感染者7,244人がピーク）
- ・第5波：2021年7月初旬～10月中旬（8/20の新規感染者25,975人がピーク）
- ・第6波：2021年12月下旬～2022年6月中旬（2/1の新規感染者104,520人がピーク）
- ・第7波：2022年6月下旬～9月下旬（8/19の新規感染者261,004人がピーク）
- ・第8波：2022年10月中旬～2023年2月上旬（1/6の新規感染者246,751人がピーク）
- ・第9波（？）：2023年6月頃～継続中？（2023年8月末現在）

前稿（和田，2022）で触れた2022年9月は、オミクロン株「BA.5」による感染拡大（第7波）の真っ只

表1 新型コロナウイルスをめぐる国内外の動向 (2022年9月～2023年8月)

年	日付	出来事
2022	9月7日	政府, 新型コロナ感染者の療養期間を有症状者は10日間から7日間に、無症状者は7日間から5日間に短縮
〃	9月20日	オミクロン株「BA.1」対応のコロナワクチン接種開始
〃	9月26日	新型コロナ感染者の全数把握簡略化, 全国で開始
〃	10月13日	オミクロン株「BA.5」対応のコロナワクチン接種開始
〃	10月28日	オミクロン株の新たな変異ウイルス「XBB」, 東京都で初確認
〃	11月22日	塩野義製薬の新型コロナ飲み薬「ゾコーバ」の使用を厚労省が承認 (11月28日から医療機関に供給開始)
〃	12月22日	新型コロナ全国感染者, 約4か月振りに20万人超え
2023	1月27日	政府, 新型コロナ「5類」への移行を5月8日とする方針決定
〃	2月10日	政府, 新型コロナ対策のマスク着用, 3月13日から個人の判断に委ねる方針決定
〃	〃	文部科学省, 4月1日以降学校教育活動でのマスク着用を求めないことを基本とする方針を教育委員会などに通知
〃	3月13日	マスク着用, 個人の判断に (医療機関・高齢者施設・通勤ラッシュ時等はマスク着用を推奨)
〃	4月1日	学校教育現場でのマスク着用が原則不要に
〃	4月14日	厚労省, 新型コロナ「5類」移行後の療養期間を発症翌日から5日間とする考え方を示す
〃	4月27日	厚労省, 5月8日に新型コロナ「5類」への移行を正式決定
〃	4月28日	政府, 「5類」移行に伴い新型コロナ対策本部の廃止を決定
〃	4月29日	新型コロナの水際対策が緩和される (ワクチン接種や陰性証明書の提出不要に)
〃	5月5日	WHO, 新型コロナによる「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言終了を発表
〃	5月8日	新型コロナウイルス感染症, 感染症法上の位置づけが「5類」に移行
〃	5月11日	アメリカ, 新型コロナ感染拡大に伴う国家非常事態宣言を解除
〃	6月16日	厚労省, 9月から5歳以上を対象に行うワクチン接種に「XBB.1」対応ワクチンの使用を決定
〃	6月26日	新型コロナ対策政府分科会の尾身会長「第9波が始まっている可能性がある」
〃	8月5日	厚労省の新型コロナ対策専門家会合「夏の間感染者数が増え続ける可能性がある」

中であつた。同年9月7日には新型コロナ感染者の療養期間が原則、有症状者は10日間から7日間、無症状者は7日間から5日間に短縮されるとともに、オミクロン株「BA.1」や「BA.4」, 「BA.5」に対応した2価ワクチンの接種が9月以降開始され、11月22日には新型コロナ治療薬「ゾコーバ」の使用が承認されるなど、新型コロナウイルス感染症に対する予防や治療の選択肢が徐々に増えるとともに、社会・経済活動を維持していくことに主眼をおいた対策へと移行していく状況であつた。

その後、2022年9月下旬頃には新規感染者が減少して感染拡大状況は下火となつたが、同年10月中旬から年末、2023年年始にかけて再び感染拡大が発生し、2023年1月6日には新規感染者246,751人でピークに至り、同年2月上旬まで新規感染者が多い状況が続いた。これは第8波の感染拡大とされており、第7波に続いてオミクロン株「BA.5」が主流となつての感染拡大と分析されている (厚生労働省第117回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和5年2月22日), 2023)。

それでも、2023年に入ると徐々に新型コロナ対応の緩和に向けた動きが見られるようになり、1月27日には政府から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類感染症」に5月8日に移行するとの方針が決定され、2月10日には同じく政府から、新型コロナ対策としてのマスクの着用について3月13日から個人の判断に委ねる方針が示された (同日には学校教育活動においては4月1日からマスクの着用を求めないとする方針が文部科学省から発出された)。その方針の通り、3月13日にはマスクの着用が個人の判断となり、4月1日には学校教育現場でのマスク着用が原則不要となり、5月8日には新型コロナウイルス

感染症の感染法上の位置づけが「5類感染症」へと移行された。

「5類」移行に伴って、緊急事態宣言等による外出自粛の要請や入院勧告といった行動制限を求めることはできなくなり、感染対策も個人の判断に委ねられることになった（厚生労働省からは5月8日以降、新型コロナ感染者の療養（外出自粛）期間を発症翌日から5日間（および症状が軽快してから24時間以上経過）とする考え方の目安が示された）。また、新型コロナに関する医療費（検査や外来診療等）が自己負担となるとともに、感染者の隔離や療養のための宿泊療養施設や配食も終了となった（ワクチン接種については2024年3月末まで公費負担（無料）とすることが厚生労働省から示されている）。流行状況の把握についても、医療機関などが毎日全ての感染者を報告する「全数把握」から、全国約5,000の医療機関から週1回報告を受け公表する「定点把握」（1医療機関あたりの1週間の新規感染者数の平均値で公表される）に変更され、季節性インフルエンザ等の把握と同様の態勢となった。合わせて、政府や各自治体の新型コロナ対策本部も廃止となった。

「5類」移行によって、新型コロナへの対応は大きな節目を迎えたと言えるだろう。実際、3月13日以降（大学においては4月1日以降）、屋外でも屋内でも少しずつマスクを外して生活する人が増えてきており、コロナ禍前の生活が戻って来たことを感じさせる大きな要素となっている。

とは言え、新型コロナウイルス自体が消えて無くなった訳ではなく、引き続きウイルス自体が変異しながら私達の身近にあり続けていることに変わりはない。5月8日以降は感染状況の把握が「定点把握」となったため、リアルタイムでの感染状況の把握が困難となったが、それでも6月あたりから徐々に1医療機関あたりの新規感染者数の増加が見られている。また、専門家や医療関係者からの「第9波が始まっている」との指摘もちらほら聞こえてきている。なお、現在感染が広がっている変異株として、オミクロン株の亜系統である「XBB」系統が主流になっているとの分析がなされている（厚生労働省第124回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和5年8月4日）、2023）。筆者の周りでも新型コロナに感染した方からの声が少なからず届いており、感染対策が個人の判断に委ねられた中で、新型コロナウイルスおよび新型コロナウイルス感染症と今後どう向き合っていくか、新たな局面に入ったと言っていいだろう。

3 本学（京都大学）の対応と動向をめぐって：2022年9月～2023年8月まで

京都大学における新型コロナウイルス関連の対応については、新型コロナウイルスの感染状況に合わせて「新型コロナウイルスに対する本学の方針について」の改定を重ね、2023年1月20日付けで第19版（京都大学、2023-1）まで改定された。また、学生や教職員が感染、あるいは濃厚接触者等となった場合の対応要領をまとめた「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について」も、2022年10月1日付けで第11版（京都大学、2022-2）まで改定された。また、授業の実施や研究活動、課外活動等の本学内での様々な活動時における感染対策についてまとめた「感染拡大予防マニュアル」も、2022年10月1日付けで第9版まで改定された（京都大学、2022-3）。

部活やサークル活動等の課外活動における感染対策についてまとめた「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」も改定を重ね、2023年2月6日には第12版に改定された（京都大学、2023-2）。第12版では、少人数かつ短時間での飲食を伴う懇親会の開催や他大生の参加が認められるようになるとともに、部室の使用が「密にならない人数の範囲で、十分な換気を徹底すること」に緩和されるなど、コロナ禍前に近い課外活動に向けた制限緩和の一步がようやく示されたのであった。

そうした中、2023年1月27日に政府から、5月8日から「5類感染症」に移行する方針が示されたことや、2月10日には3月13日よりマスク着用を個人の判断とする方針が示されたことを受けて、3月8日付けで湊

長博危機対策本部長名で「新型コロナウイルス感染症への今後の方針について」文書(京都大学, 2023-3)が通知された。当該文書では, 3月13日から5月7日まで活動制限のガイドラインにおける対応レベルをレベル1(-)とし, 5月8日以降はレベル0とする方針が示されるとともに, 4月1日以降のマスクの着用を個人の判断に委ねること, 5月8日以降は「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第11版)」(京都大学, 2022-1)を廃止し, 新型コロナウイルス感染が判明した場合には医療機関等の指示に従うこと, 5月8日をもって本学の危機対策本部を廃止することなどが示された。これを受けて, 「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて」が2023年3月13日付けで第4版に改定され(京都大学, 2023-4), 5月8日以降は新型コロナに伴う制限は一切無くなり, コロナ禍前の態勢によりやく戻ることとなった。

合わせて, 2023年3月8日付けで「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」が第13版に改定され(京都大学, 2023-5), 飲食を伴う懇親会の開催に制限がなくなるとともに, 新入生の見学の際にもオンラインでの事前予約を必須とせず, 密にならない人数での実施とするなど制限の緩和がより一層図られた。

そして, 2023年5月8日をもって, 活動制限ガイドラインの対応レベルがレベル0に引き下げとなり, 2020年4月以来続いてきた, 新型コロナに伴う様々な制限の一切が解除されるという, 大きな節目を迎えたのであった。

前稿(和田, 2022)でも2022年9月までの本学の活動制限のガイドラインの対応レベルの推移について振り返ったが, それ以降の推移も含めて以下に振り返ってみたい。(なお, 各対応レベルの大まかな内容としては, レベル0は制限なし, レベル1(-)は原則制限なし, レベル1は最小限の制限, レベル2(-)は対面授業の停止・課外活動の制限・オンライン会議と在宅勤務の推奨・研究室活動の制限等, レベル2は対面授業の停止・課外活動の自粛・オンライン会議と在宅勤務の推奨・研究室活動の制限等, レベル3は対面授業の停止・課外活動の自粛・職員の業務の制限・研究従事員の制限等, レベル4は対面授業の停止・課外活動の停止・職員の大幅な業務の制限・最小限の研究活動等, レベル5は全学休講・職員の業務を緊急業務に限定・研究室閉鎖等, となっている)。

- ・2020年4月14日～4月16日：レベル2 (学内外の感染拡大状況・京都府の要請を受け適用)
- ・同年4月17日～5月21日：レベル3 (京都への緊急事態宣言発出を受け引き上げ)
- ・同年5月22日～7月9日：レベル2 (京都への緊急事態宣言解除を受け引き下げ)
- ・同年7月10日～7月26日：レベル2(-) (学内外の感染状況の改善を受け引き下げ)
- ・同年7月27日～8月25日：レベル2 (学内の課外活動での感染者発生を受け引き上げ)
- ・同年8月26日～9月30日：レベル2(-) (学内外の感染状況の改善を受け引き下げ)
- ・同年10月1日～2021年1月11日：レベル1 (学内外の感染状況の改善を受け引き下げ)
- ・2021年1月12日～2月28日：レベル2(-) (京都への緊急事態宣言発出を受け引き上げ)
- ・同年3月1日～4月21日：レベル1 (京都への緊急事態宣言解除を受け引き下げ)
- ・同年4月22日～6月20日：レベル2(-) (京都府の要請を受け引き上げ)
- ・同年6月21日～8月19日：レベル1 (京都への緊急事態宣言解除を受け引き下げ)
- ・同年8月20日～9月30日：レベル2(-) (京都への緊急事態宣言発出を受け引き上げ)
- ・同年10月1日～2023年3月12日：レベル1 (京都への緊急事態宣言解除を受け引き下げ)
- ・2023年3月13日～5月7日：レベル1(-) (政府のマスク着用見直しの方針を受け引き下げ)
- ・同年5月8日～：レベル0 (感染症法上の位置づけの「5類感染症」への移行を受け引き下げ)

2021年10月1日以降、約1年半にわたってレベル1が継続されてきたが、政府により新型コロナ対応緩和の方針を受けて、ようやく2023年3月13日にレベル1（-）に引き下げとなり、さらに新型コロナ「5類」への移行に合わせて、同年5月8日をもって制限なしのレベル0となった。振り返ってみると、感染者の増加や京都府への緊急事態宣言の発出等により対応レベルが上がっては下がってを繰り返してきた3年間であり、ここに来てレベル0となったことは非常に感慨深いものがある一方で、様々な形で新型コロナに翻弄され続けてきた3年間だったなと改めて感じるところである。

4 学生相談センターの対応をめぐって：2022年9月～2023年8月まで

2022年4月に発足した学生総合支援機構学生相談部門（学生相談センター）（以下、学生相談センター）、およびその前身の学生総合支援センターカウンセリングルーム（2022年3月末まで。以下、カウンセリングルーム）における対応については、第1報（和田、2020）、第2報（和田、2021）および第3報（和田、2022）で2022年9月時点までについて述べた。その後も、基本的な感染対策を継続しながら、本学が定める活動制限レベルに従って対応を実施してきたところである。具体的には、Zoomや電話による遠隔相談を推奨しつつ、対面相談の場合には来室時にマスク等を着用の上、手指の洗浄あるいは消毒、検温を行ってもらうこと、発熱やのどの痛み等の症状が見られる場合には相談日程の変更や遠隔相談への変更を担当スタッフからお願いをすること、来室後10日以内に新型コロナウイルス感染が判明した場合には相談室までお知らせをお願いすることへの協力を、各相談室や学生相談部門ホームページへの文書の掲示や、初回来談者への文書による説明を通して継続して行った（図1）。

2022年9月16日付けで本学が定める「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について」が第10版（京都大学、2022-1）に改定となり、新型コロナへの感染が確認された場合の対応として、職場復帰の目安が発症後10日間（解熱後72時間）経過から発症後7日間（解熱後24時間）経過に変更になったことに伴い、学生相談センターにおいても掲示文書の改定を行い、新型コロナ感染が判明した場合の相談室へのお知らせの期間を「来談後7日以内」に変更して、2022年9月20日付け掲示文書（図2）に更新し、改めて各相談室や学生相談部門ホームページへの掲示等を行った。

その後、2023年に入って、政府から新型コロナ対応の緩和方針が示されたことを受けて、本学においても2023年3月8日付けで「新型コロナウイルス感染症への今後の方針について」文書（京都大学、2023-3）が通知されたことに伴い、学生相談センターとして以下の方針で対応を行うこととした。

- ・2023年3月13日付けで本学の対応レベルがレベル1からレベル1（-）に引き下げられるものの、マスク着用の取扱いが現状のまま3月31日まで継続となっていることを受けて、学生相談センターにおける新型コロナ対応は、2022年9月20日付け掲示文書（図2）の対応を3月31日まで継続することとする。
- ・4月1日から5月7日の期間については、本学の方針に従って、2023年4月1日付け掲示文書（図3）に改定し、当該文書を各相談室や学生相談部門ホームページに掲示を行うとともに、初回来談者への文書による説明を行う。
- ・4月1日以降、来談時の検温や手指の洗浄・消毒については、協力をお願いする声掛けに留める。
- ・4月1日をもって遠隔相談の推奨を解除する。
- ・5月8日以降は、本学の方針として制限のない通常時の対応となるため、学生相談センターとしての方針も2023年5月8日付け掲示文書（図4）に改定し、文書を学生相談部門ホームページ（および学生相談センター X（旧 Twitter））に掲示のみを行う（初回来談者への当該文書の提示や説明等は行わない）。

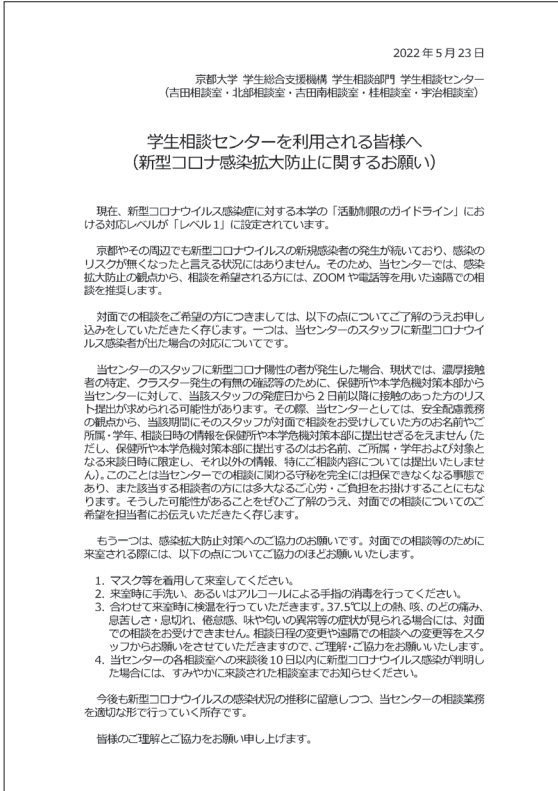


図1. 「学生相談センターを利用する学生の皆様へ(新型コロナ感染拡大防止に関するお願い)」 掲示文書 (2022年5月23日付け)

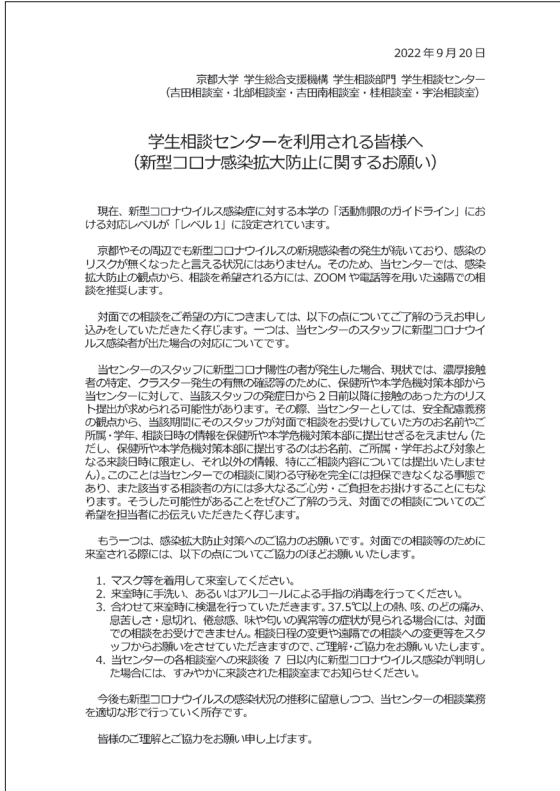


図2. 「学生相談センターを利用する学生の皆様へ(新型コロナ感染拡大防止に関するお願い)」 掲示文書 (2022年9月20日付け)

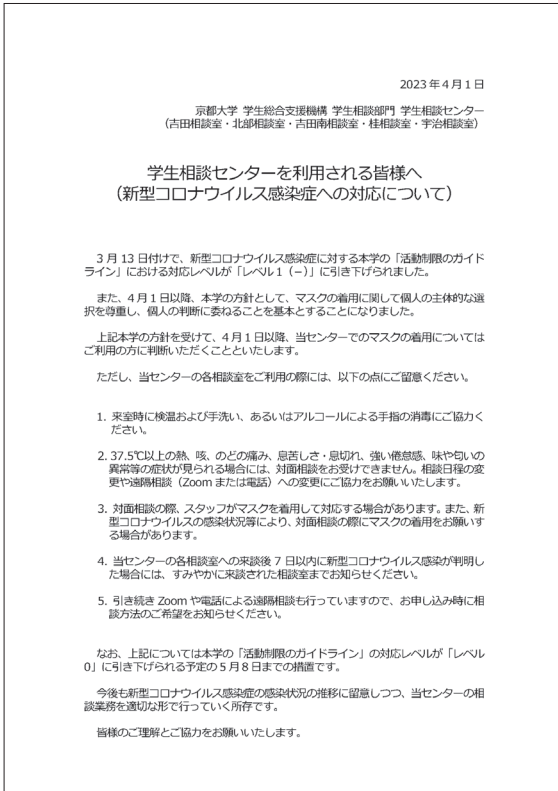


図3. 「学生相談センターを利用する学生の皆様へ(新型コロナウイルス感染症への対応について)」 掲示文書 (2023年4月1日付け)

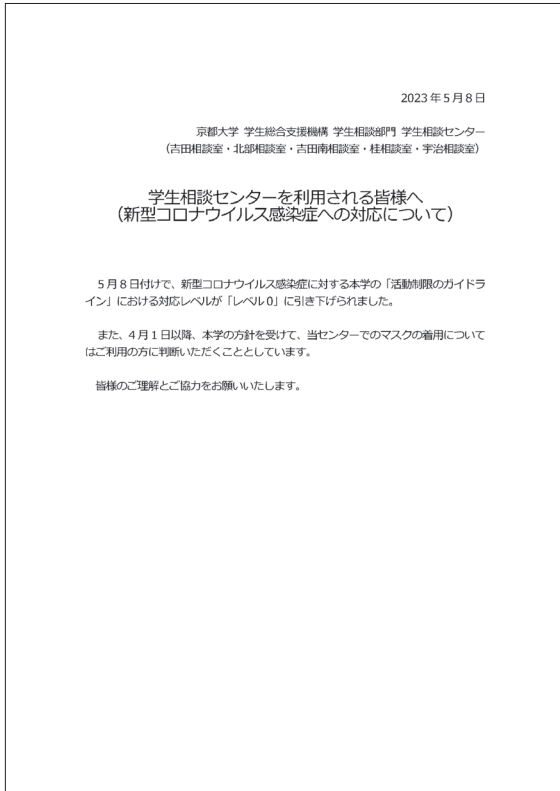


図4. 「学生相談センターを利用する学生の皆様へ(新型コロナウイルス感染症への対応について)」 掲示文書 (2023年5月8日付け)

- ・ 5月8日以降も対面相談の際はできるだけ2m以上の距離をあけ、換気をしながら相談を行うなどの感染対策を継続すること。
- ・ 当面、各相談室入口に非接触式体温計や消毒用アルコールは引き続き設置しておき、来談者が任意で使用できるようにしておく。

約3年にわたって行って来た新型コロナウイルス感染症対策であったが、世間的にもマスク着用が個人の判断となることや「5類感染症」への移行が様々な形で周知されたこともあり、またある程度前もって対応を検討する時間的猶予があったこともあり、学生相談センターにおける対応緩和への移行自体は比較的スムーズに行うことができたのではないかと感じている。2023年4月1日以降（4月1日は土曜日、4月2日は日曜日のため、実際には4月3日以降）、少しずつマスクを着用せずに来談する学生が見受けられるようになってきており、それでも個人の判断でマスクの着用を続けている来談者も一定数いる状況であり、また相談を担当するスタッフもそれぞれの判断でマスクの着脱を行う形となっている。不思議なもので、約3年間、対面相談の場合にはマスクをして相談を行って来たこともあり、4月以降しばらくの間、担当者の判断でマスクを外して対面で相談を行った際に、「付けているはず（べき）ものを付けていない」ような、そんな戸惑いを個人的に感じる場所があった（いわゆる「顔パンツ」的な感覚なのかもしれない）。

ところで、前稿（和田，2022）でも触れたが、コロナ禍以降の学生相談センター（および前身のカウンセリングルーム）の相談状況について改めて振り返ってみたい。

まず、相談方法の推移について見てみたい。コロナ禍前の2020年1月から2023年7月までのカウンセリングルームおよび学生相談センターにおける総相談回数および相談方法の内訳をグラフにしたものが図5である。第1報（和田，2020）で述べたように、新型コロナの感染拡大を受けてカウンセリングルームでは、全国に緊急事態宣言は発出された2020年4月16日の約1週間前の4月8日付けで、「当面对面での相談を避け、電話、Skype、Zoomなどを用いた遠隔でのカウンセリングを中心に行う」旨の掲示・広報を行い、同年4月中にはほぼ全ての相談が遠隔相談に移行した。その後も本学の活動制限レベルに従って、対面相談を見合わせたり、感染対策を実施しながら対面相談を実施したりなど相談方法に関する対応を適宜行った。前稿（和田，2022）で述べたように、コロナ禍前の2020年1月や2月は、総相談回数の90%以上が対面相談であり、特にSkypeやZoomを用いた遠隔相談は毎月1回あるかどうかであったが、対面相談を見合わせるようになった同年4月以降は一気に遠隔相談に移行し、同年5月には総相談回数の93.8%が、同年9月には95.9%が遠隔相談で実施された。その後は、本学の活動制限レベルによって対面相談を見合わせた時期と対面相談を実施した時期があり、対面相談の回数（および総相談回数中の対面相談の割合）の上下が見られるものの、全体としては少しずつ対面相談の割合が増えていったことが分かる。特に、2022年4月にカウンセリングルームが改組されて、学生相談センターとして5つの相談室（北部・吉田・吉田南・桂・宇治）で相談を受ける体制となり、合わせて相談担当スタッフが増員されたこともあり、同年6月以降、総相談回数がそれまでよりも増加しているとともに、相談方法も、同年4月以降、対面相談の割合が上昇していることが分かる。対面相談の割合について、2022年3月までは多くても総相談回数の42.0%（2021年11月）であったが、2022年4月には総相談回数の54.5%が、同年5月には62.8%が、同年11月には70.4%が対面相談となっており、2023年に入ると、同年4月には76.6%が、同年5月および6月には78.2%が対面相談となっている。今後も引き続き、少しずつ対面相談の割合が増えていくことが想定される一方で、Zoomを用いたオンライン相談は2022年4月以降毎月100回前後実施されている状況で推移しており、今後ある程度は対面相談に移行していくことが考えられるものの、コロナ禍前にはSkypeあるいはZoomによるオンライン相談が月1回あるかないかの程度であったことを思っても、オンライン相談のニーズは今後も一定程度あり続け、オンライン

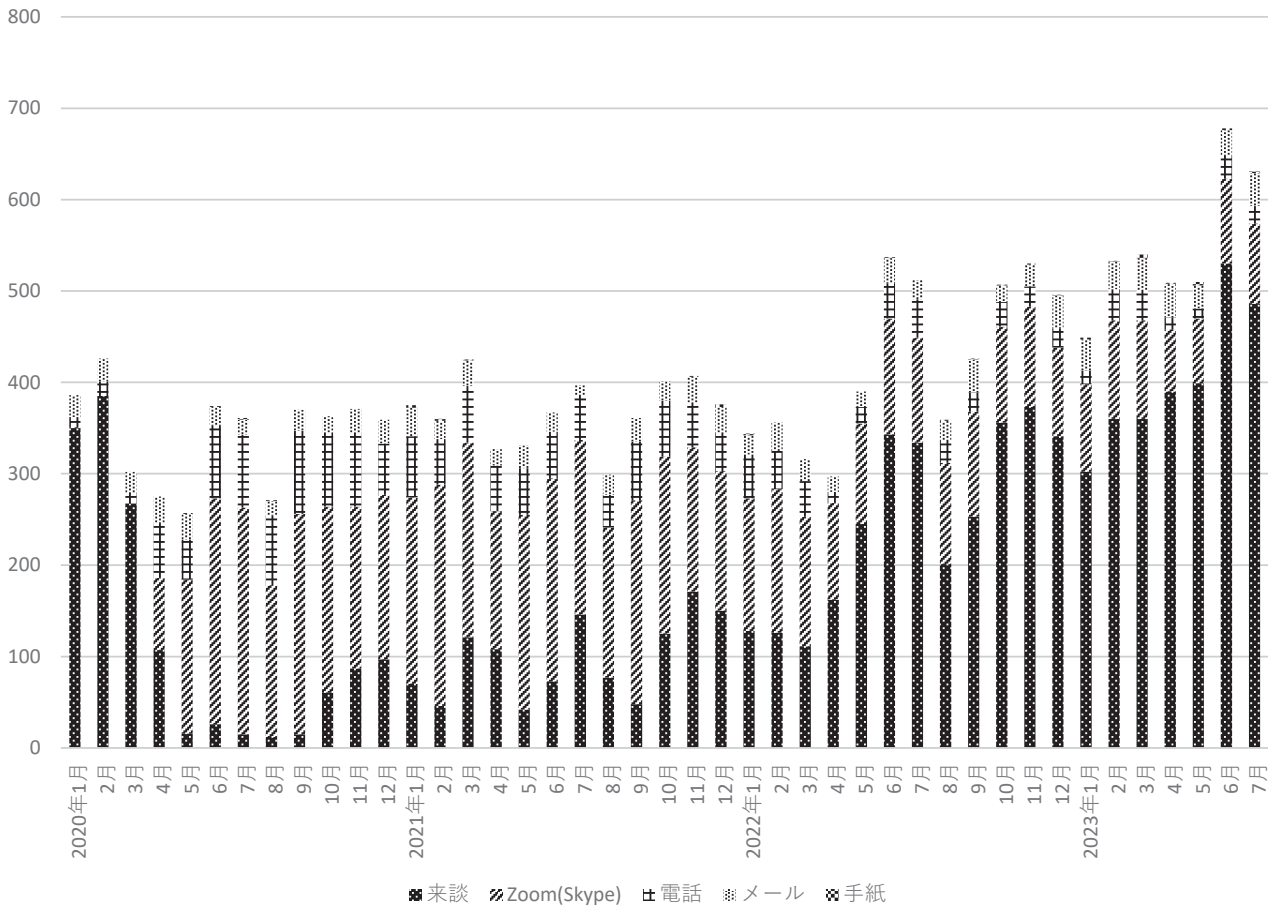


図5. カウンセリングルームおよび学生相談センターにおける月ごとの総相談回数と相談方法

相談が一つの相談方法として定着していくであろうことが、コロナ対応が緩和されたこのタイミングでもやはり推察される場所である。

次に、新規相談件数の推移について見てみる。図6は、コロナ禍前の2019年4月～2023年7月までのカウンセリングルームおよび学生相談センターの月ごとの新規相談件数、図7は同じ期間の学部1回生の月ごとの新規相談件数をそれぞれグラフにしたものである。前稿(和田, 2022)でも述べたように、2020年度前期は5月6日まで授業が休講となり、その後は全面オンラインで開始され、対面授業に戻ることはなく前期が終わった。2020年度後期もほぼ全ての授業がオンラインで終始し、2020年度はほとんどの授業がオンラインで終わった。2021年度前期は原則対面授業で始まったものの、同年4月22日～6月20日まで再び原則オンライン授業となり、6月21日以降再び対面授業となって前期を終えた。2021年後期は原則オンライン授業で始まったが、同年10月22日以降対面授業に戻り、その後は原則対面授業が行われてきた。前稿(和田, 2022)で2021年度までの推移については触れたため、2022年度以降について見てみると、図6の新規相談件数全体からは、2022年4月から7月までの新規相談件数が毎月50件～70件近くと非常に多かったことが分かる。一方で8月以降は毎月20件台～40件程度で推移しており、後期の始まる10月や年度末の3月にやや増える傾向は見られるものの、そこまで大きな変動ではなく、逆に4月～7月の新規相談の多さが際立つ印象である。一度もオンライン授業に戻ることなく原則対面授業が維持されたのはコロナ禍が始まって以降2022年度が初めてであり、ほとんど全ての学生が対面授業前提でキャンパスに足を運ぶようになり、キャンパスに来る機会が増えたことで相談に訪れやすくなったという要素は一つあったのかもしれない。また、新型コロナとは別の要素にはなるが、2022年4月にカウンセリングルームから学生相談センターに改組となり、各構内・キャン

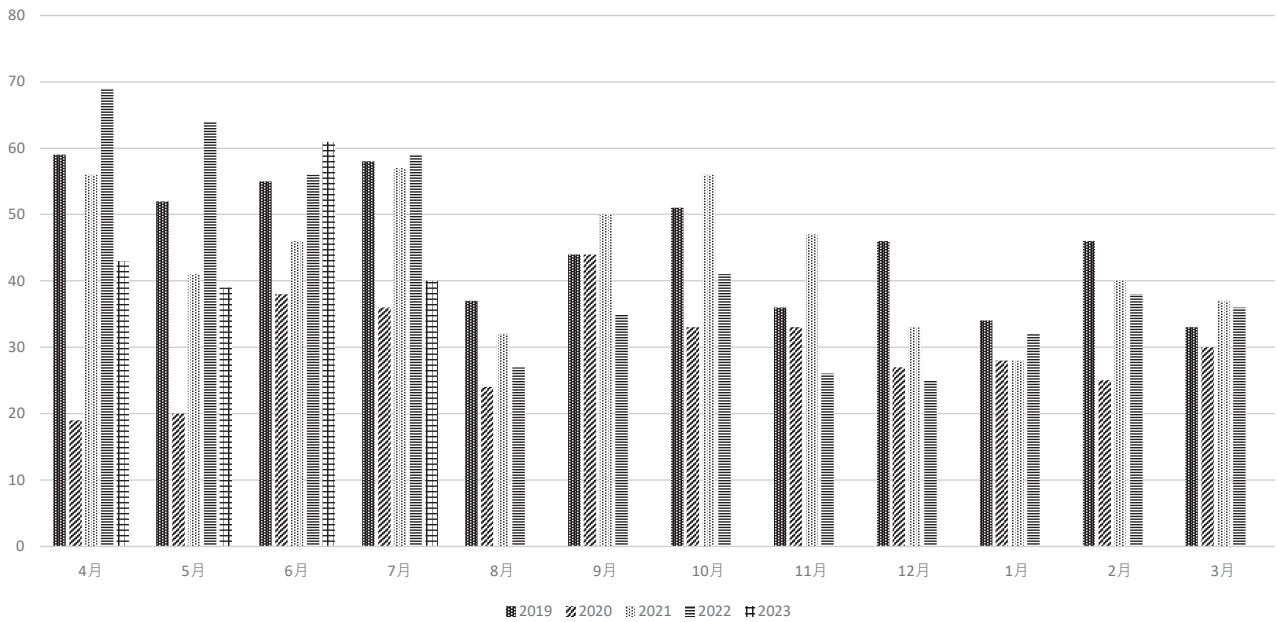


図6. カウンセリングルームおよび学生相談センターにおける月ごとの新規相談件数（全体）

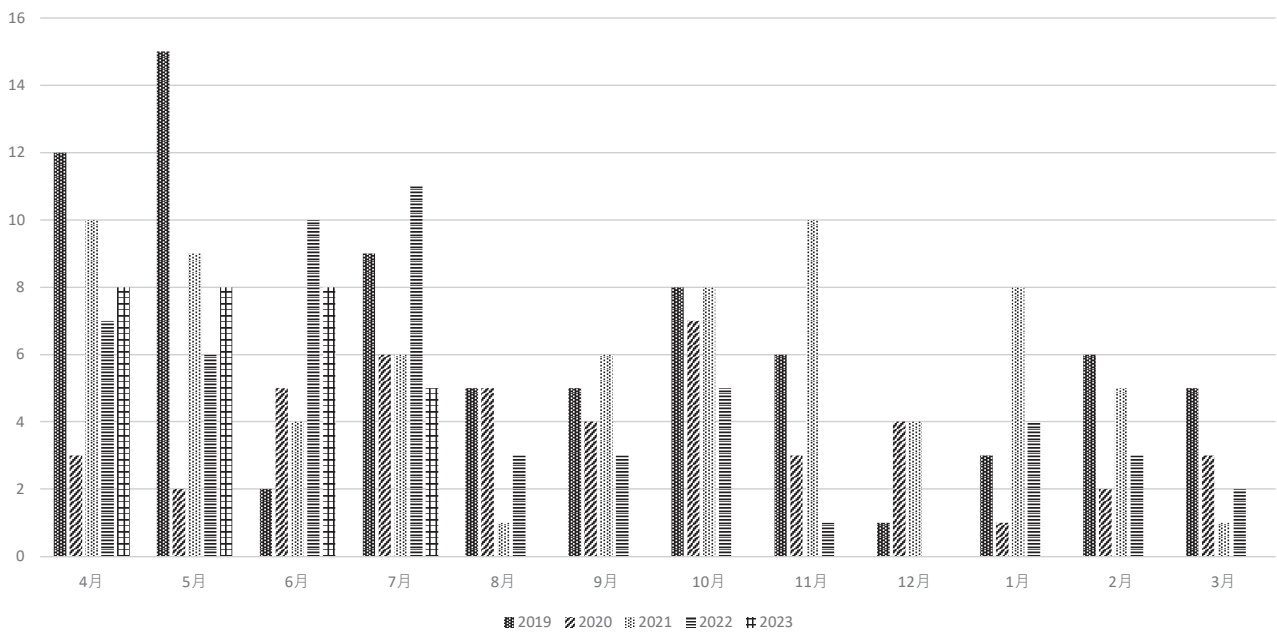


図7. カウンセリングルームおよび学生相談センターにおける月ごとの新規相談件数（学部1回生）

ンパスに5つの相談室が設置されたことで、新たに相談に訪れやすくなったということもあったのかもしれない。2023年度は、4月と5月については2022年度よりも新規相談件数が少ない状況で推移したが、6月は昨年度よりも多くなっており、昨年度と比べると新しく相談に訪れる学生が増える時期が少し後ろにずれた印象である。学部1回生の新規相談件数については、2022年度は6月と7月がそれぞれ10件、11件と多かったが、8月以降は10月の5件以外は毎月数件程度で推移している状況であった。毎年、学部1回生は4月～7月の前期中に新規相談申込が多く、夏休み以降になると比較的新規相談申込が減る傾向が見られる。2022年度はその傾向になっており、翻って見てみると、2021年度後期の学部1回生からの新規相談件数の多さが目を引く印象である。先程も述べたように、2021年度は前期当初は対面授業で開始されたものの、前期途中でオンライン授業になり、前期の最後に対面授業に戻ったものの、後期の最初はまたオンライン授業で開始

され、10月22日からようやく対面授業に戻る、といった具合に感染拡大の波にかなり翻弄された状況にあり、入学して間もない学部1回生の新規相談件数の推移はその動きと連動していて、オンライン授業になると新規相談件数が減り、対面授業になると増える、という動きになっているように推察される。なお、2023年度は学部1回生からの新規相談件数はコンスタントに推移しており、逆にこれといった傾向を見出しにくい印象である。特に学部1回生の新規相談件数の推移全体を見てみると、2020年4月入学、および2021年4月入学の現学部4回生および学部3回生の入学当初～2021年度後期までがいかに新型コロナに翻弄された時期だったかが想像され、この世代に与えた影響の大きさを今後も様々な形で見えていく必要があるのではないかと改めて感じているところである。

5 おわりに

前稿（和田、2022）に続き、主に2022年9月から2023年8月までの新型コロナ感染症に関わる国内外の動向、および本学や学生相談センターの対応について振り返ってきた。「5類感染症」への移行を経て、新型コロナ対応は大きな転換点を迎え、その対応を個人の判断に委ねる段階までようやく至ったところである。これまでの、先の見えない状況からすると、状況は大きく改善したと言えるだろう。それでも、新型コロナウイルスそのものが消えて無くなった訳ではなく、またこの3年半の間に新型コロナをめぐる計り知れない影響を人々が受けたであろうことを思うと、今後どういった形でそうしたことが表にあらわれてくるのか、注意深く見ていく必要があるものと思われる。今後も一つ一つの相談を通して、新型コロナをめぐる模索を続けていきたい。

[文献・参考資料]

- 外務省. 海外渡航・滞在. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html>（参照：2023年8月1日～31日）.
- 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症について. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html（参照：2023年8月1日～31日）.
- 厚生労働省第117回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和5年2月22日）. オミクロン株による第8波における死亡者数の増加に関する考察（資料3-8）. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001062650.pdf>（参照：2023年8月27日）, 2023年.
- 厚生労働省第124回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和5年8月4日）. 新型コロナウイルス感染症の直近の感染状況等について（資料2-1）. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001131552.pdf>（参照：2023年8月27日）, 2023年.
- 京都大学. 学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第10版）, 2022年-1.
- 京都大学. 学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第11版）. <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/20221001-kansenjitaiau-ver11-88c53a7982a29fa1293f9c36a2d208f5.pdf>（参照：2023年8月27日）, 2022年-2.
- 京都大学. 感染拡大予防マニュアル——令和4年度後期授業等の実施における配慮について——（第9版）, 2022年-3.
- 京都大学. 新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第19版）——海外渡航等を中心とした対応について——. <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/230120-policy-ja-19-70ef431187d1a0be78cb0b3da5f5af3f.pdf>（参照：2023年8月23日）, 2023年-1.
- 京都大学. 課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第12版）, 2023年-2.

- 京都大学. 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について. <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/activity-ja-230308-608dd09ef5f2b0d68d6d9523fbf85ad2.pdf> (参照: 2023年8月27日), 2023年-3.
- 京都大学. 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第4版), 2023年-4.
- 京都大学. 課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル (第13版), 2023年-5.
- 京都大学学生総合支援機構学生相談部門. ホームページ. <https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/ssc/> (参照: 2023年8月1日~31日).
- 内閣官房. 新型コロナウイルス感染症対策. <https://corona.go.jp/> (参照: 2023年8月1日~31日).
- NHK. 特設サイト新型コロナウイルス. <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/> (参照: 2023年8月1日~31日).
- 和田竜太. 一学生相談カウンセラーから見た新型コロナウイルス感染症をめぐる動向について——国内外の動きと本学・カウンセリングルームの対応を振り返って——. 京都大学学生総合支援センター紀要. 2020年, 第49輯, p.73-83.
- 和田竜太. 一学生相談カウンセラーから見た新型コロナウイルス感染症をめぐる動向について——国内外の動きと本学・カウンセリングルームの対応を振り返って—— (第2報). 京都大学学生総合支援センター紀要. 2021年, 第50輯, p.35-46.
- 和田竜太. 一学生相談カウンセラーから見た新型コロナウイルス感染症をめぐる動向について——国内外の動きと本学・カウンセリングルーム (学生相談センター) の対応を振り返って—— (第3報). 京都大学学生総合支援機構紀要. 2022年, 第1号, p.31-42.
- WHO. WHO Coronavirus (COVID-19) Dashboard. <https://covid19.who.int/> (参照: 2023年8月1~31日).